

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

交際費とならない販売先へのリベート

Q: 交際費に該当しないリベートとして取り扱われるものについて教えてください。

A: 交際費に該当しないリベートとして取り扱われるためには、次の要件を満たさなくてはなりません。

- ①得意先である事業者に対して支出するもので、相手先の収益に計上されるもの
- ②売上高もしくは売掛金の回収高に比例するか、売上高の一定額ごとに行なうもの、または得意先の営業地域の特殊事情等を勘案して支出するもの
- ③金銭で支出するもの

よって、得意先に従業員に対して支払われるものは、販売実績等に応じていても、その者に対する謝礼として交際費に該当します。

また、得意先を旅行、観劇等に招待する場合には、売上割戻し等と同基準で行なっても当該費用は交際費になります。

物品を交付した場合には、原則として交際費になります。

ただし、その物品が得意先である事業者において棚卸資産又は固定資産として販売もしくは使用することが明らかな「事業用資産」または購入単価がおおむね3000円以下である「少額物品」であるときは、これらの物品を交付する費用は、交際費に該当しません。

この場合、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一でなければならないのは言うまでもありません。

